

個人情報ファイルの名称	物価高騰重点支援給付金（非課税世帯及び子ども加算）に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 情報政策課	
個人情報ファイルの利用目的	住民税非課税世帯に対する物価高騰重点支援給付金の支給に当たり、要件確認のために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人番号、7 個人識別符号、8 本籍・国籍、9 家族情報、10 税情報、11 公的扶助、12 振込先口座、13DV 避難事例に関する情報、14 施設入所等に関する情報、15 こどもの監護（扶養）の有無、16 本人確認書類等の提出書類に記載された情報	
記録範囲	物価高騰重点支援給付金対象者	
記録情報の収集方法	本人からの申出、市の機関からの収集（市民課、子ども家庭総合支援課、障がい者支援課、高齢者支援課、課税課、生活支援課、児童家庭課）、他の行政機関等からの収集（都道府県、他市区町村）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	物価高騰重点支援給付金（不足額給付）に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 情報政策課	
個人情報ファイルの利用目的	「デフレ完全脱却のための総合経済政策」として、食料品やエネルギー関係等の消費支出に対する物価高の影響を緩和するために定額減税を行ったが、定額減税しきれなかった方等について給付金として支援を行うもの。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 年齢・生年月日、4 性別、5 連絡先、6 個人番号、7 個人識別符号、8 本籍・国籍、9 家族情報、10 税情報、11 振込先口座、12DV 避難事例に関する情報、13 施設入所等に関する情報、14 本人確認書類等の提出書類に記載された情報	
記録範囲	物価高騰重点支援給付金対象者	
記録情報の収集方法	本人からの申出、市の機関からの収集（市民課、子ども家庭総合支援課、障がい者支援課、地域包括支援課、課税課）、他の行政機関等からの収集（都道府県、他市区町村）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	食料品等物価高騰重点支援給付金支給に関する事務ファイル	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 情報政策課	
個人情報ファイルの利用目的	令和7年11月に国において閣議決定された「強い経済」を実現するための総合経済対策として示された、生活の安全保障・物価高への対応として、市民1人当たり5千円を支給することで、足元の物価高への対応を行うもの。	
記録項目	1氏名、2住所、3年齢・生年月日4連絡先、5個人番号、6個人識別符号、7家族情報、8振込先口座、9DV避難事例に関する情報、10施設入所等に関する情報、11本人確認書類等の提出書類に記載された情報	
記録範囲	食料品等物価高騰重点支援給付金対象者	
記録情報の収集方法	本人からの申出、市の機関からの収集（市民課、子ども家庭総合支援課、障がい者支援課、地域包括支援課）、他の行政機関等からの収集（都道府県）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉7番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
備 考		

個人情報ファイルの名称	現況調査結果一覧表	
市の機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 営繕課	
個人情報ファイルの利用目的	借上げ市営住宅制度の導入に向け、建物の現地調査及び建物所有者に対しアンケート調査を実施するために利用する。	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 資産	
記録範囲	集合住宅の所有者及び居住者	
記録情報の収集方法	本人からの申出、市の機関からの収集（市民課、課税課）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課	
	（所在地）野田市鶴奉 7 番地の 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第 1 号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
備 考		